

佐倉市立内郷小学校  
いじめ防止基本方針

令和7年4月1日  
佐倉市立内郷小学校

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」であり、「いじめは絶対に見逃さない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにしていかなくてはならないという姿勢で、いじめ防止に取り組んでいきます。

いじめから一人でも多くの子供を救うためには、子供を取り巻く大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは絶対に見逃さない」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが大切です。それぞれの役割と責任を自覚し、心豊かで安全・安心な社会をつくるために、学校を含めた社会全体が課題意識を持って、いじめに対峙することも大切になります。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

そこで、いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげます。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 多様な背景をもつ児童を正しく理解し、配慮ある指導を充実させる。
- ③ 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤ いじめの早期発見のために、当該児童の安全を保證するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑥ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。さらに、必要に応じて警察などの関係機関の適切な支援が受けられるよう、日頃からの連携に努める。

以上のように内郷小学校では、いじめ防止対策推進法を遵守し、学校、保護者、地域、関係機関が一体となって、連携を取り合い「いじめ」のない学校づくりに邁進する所存です。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（第二条）より

※いじめの定義に基づき、いじめを意図して行った行為ではなく、また継続して行われた行為でもなく、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめと認知して適切に対応します。

### 3 いじめの態様

いじめは「暴力を伴ういじめ」と「暴力を伴わないいじめ」に分けて考えることが、いじめの解決には有効であるといわれています。

「暴力を伴ういじめ」は「発見されやすい」ものが多く、学校が把握していながら毅然とした対応がなされなかった、適切な対策がなされなかったことが問題になります。

「暴力を伴わないいじめ」は「発見されにくい」ため見過ごされやすくなる場合があります。よくあるトラブルがこじれて、深刻ないじめに発展する場合や最初に被害を受けた児童がやり返したりする場合があります。見えにくい上に、丁寧な分析と適切な指導ができなければ長期化し深刻な事態を招くこともあります。

具体的には以下のようなことがあげられます。

- ・無視や仲間外れのような、心理的なもの
- ・暴力（強く殴る、蹴る行為はもちろん、ふざけるふりをして軽く叩いたり、こづいたりする行為を含む。）
- ・悪口（からかい、冷やかし、脅しなど、いやなことを言われるもの）
- ・強要（危険なことや、恥ずかしいことなどを、無理にさせられるもの）
- ・金品の要求等（お金や物を取られる、あるいは隠される、壊される行為）
- ・ネットによるいじめ（メールやSNSなどを使い、悪口を書かれたり、画像や個人情報 を無断で掲載されたりするもの）

「外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要」とすることから、けんかやふざけ合いでもいじめの有無を調べる対象とします。

#### 【いじめの視点】

- (1) いじめは、どの子供にもどの学校でも起こりうるものです。
- (2) いじめは、子供が時と場合により被害者になったり、加害者になったりする経験を持つことが多く見られます。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、いわゆる「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や「傍観者」的な存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが重要です。

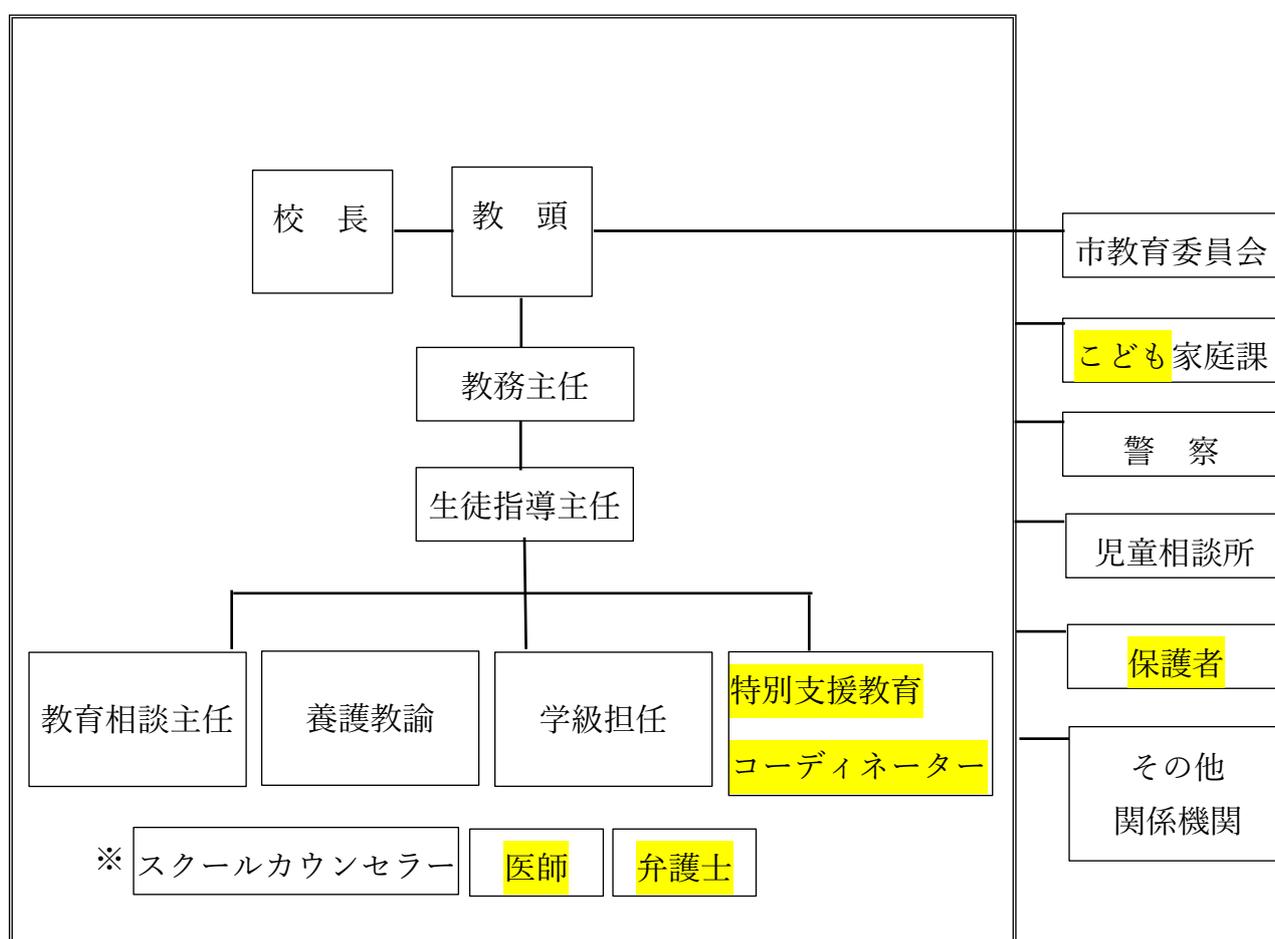
学校の役割として、以下のことに取り組んで参ります。

- (1) 学校は、教育活動全体を通して、誰もが安心して生活できる学校体制を整えます。
- (2) いじめは、どの学校、学級にも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、学校はいじめを未然に防ぐ体制を整え、いじめが発生した場合は、速やかに解決できるよう保護者や地域や、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたります。
- (3) 「いじめを絶対に許さないこと」「いじめられている子供を最後まで守り抜く

こと」を子供や保護者に表明し、いじめの実態把握に努めるとともに、校長、教頭などのリーダーシップの下、学校組織全体で問題解決に取り組みます。

- (4) 生徒指導及び道徳教育を教育活動全体を通して取り組む体制を整え、教職員、子供一人一人が共通の価値を共有して教育活動を推進します。
- (5) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導・支援を行います。
- (6) 子供や保護者に相談窓口を明示し、いつでも、どの教職員にでも通報・相談できる体制を整えます。
- (7) 毎週、いじめの実態を把握する「生徒指導・特別支援会議」を開催したり、子供に対して定期的なアンケートや教育相談を実施したりするなど、学校組織をあげて子供一人一人の状況の把握と適切な指導と支援に努めます。

#### 4 学校いじめ対策の組織



##### (1) いじめ防止対策委員会

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、各学級担任、養護教諭

- ・年2回開催。(4月と3月)
- ・学校いじめ防止のPDCAの中心組織。
- ・具体的な年間計画等の作成、見直し。
- ・学校のいじめ防止等の取り組みが計画的に進んでいるかのチェック。

(2) 生徒指導・特別支援会議

○メンバー 全職員

- ・毎週開催
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の共通理解。
- ・早期対応策の協議。
- ・いじめ相談窓口としての役割。

(3) いじめに関わる情報があったときのケース会議

○メンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談主任、必要に応じてスクールカウンセラー等

- ・いじめ情報があった場合に招集する。
- ・情報の収集と記録。
- ・具体的な対応策と情報の検討。

(4) 重大事態の際の臨時会議

市教委、こども家庭課、警察、児童相談所など関係機関と連携し、対応する。

## 5. いじめを起こさせないための未然防止策

いじめの未然防止で一番重要なことは、きめ細やかな指導と支援です。学校職員が一人丸となって、すべての子供たちの長所を発見しながら、存在感が発揮できる教育活動を実践していきます。また、児童に対する教師の受容的、共感的な態度により、子供一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う関係づくりを行います。

教師の姿勢としては、差別的な発言や児童を傷つける発言、体罰がいじめを助長することにもつながることについての認識を持ち、温かい人間関係づくりを心がけていきます。

(1) 授業について

○それぞれの授業に於いて、生徒指導の機能を生かしたわかる授業、体験的な授業、一人一人に応じたきめ細かな授業の実践を目指します。

- ①児童に自己決定の場を与えること
- ②児童に自己存在感を与えること
- ③教職員と児童、児童同士に共感的人間関係を育成すること
- ④一人一人が尊重され、安全安心な風土を醸成すること

(2) 道徳教育の充実

○人権週間への取り組みを位置づけ、人権の授業の取り組みや、全校での人権標語づくり及び発表を行い、人権意識の高揚を図ります。

○思いやりや生命、人権を大切にする指導の充実に努めます。

・低学年

仲間はずれやわがままな振る舞いをしないで、友達と仲良くする。

・中学年

友達の心を傷つける言動をせず、誰とでも仲良く助け合う。

- ・高学年  
差別や偏見をなくし、自他共に認め合い助け合う実践力を身に付ける。

### (3) 体験学習の充実

○達成感や感動、人間関係を深められる体験活動を企画し、実施します。

- ・1年生、2年生、3年生、4年生  
特別養護老人ホーム「佐倉白翠園」との交流
  - ・収穫祭（夏・秋まつり）・・・1、2年生  
佐倉白翠園を訪問し、一緒に収穫祭を行います。お年寄りにゆっくりと優しく話しかけたり、そっと手をとって握手したりすると喜んでくれることを通して、心が通じ合うということを学びます。歌を歌ったり、ダンスを披露したりして元気な姿を見せ楽しんでもらいます。
  - ・交流会・・・3年生、4年生  
佐倉白翠園で、3、4年生の出し物を見ていただきます。  
認知症サポーター講座（隔年で実施）を受け、お年寄りのペースを知り交流することで、心が通じ合うということを学びます。
- ・4年生、5年生  
小見川自然教室での合同学習  
先輩後輩の立場を考えながら2学年一緒に活動することで、先輩への気遣いや後輩への優しさを学びます。
- ・6年生  
キャリア教育  
保護者の方をゲストティーチャーとして招いて、話をさせていただきます。  
仕事の内容や大変さ、やりがいなどを学びます。
- ・1、2年生  
隔年でカンドゥーへの校外学習を実施し仕事体験をする。
- ・全校  
内郷まつりへの参加

### (4) 相談体制の整備

○教育相談により、児童の悩みや変化に早く気づく体制を整えます。

- ・定期的な教育相談を、年間3回行います。（6月、10月、2月）
- ・結果の集計や分析を行い、職員で共通理解をします。
- ・毎週、『生徒指導・特別支援会議』を開き、情報交換を行い共通理解を図ります。
- ・児童がいつでも相談できる『相談ポスト』を保健室前廊下に設置し、児童、保護者全体に紹介、周知します。また、タブレットからも個が特定されない形での相談窓口を設置します。
- ・児童が希望したときには、いつでも相談できる体制を整えます。  
（どの職員にも）
- ・スクールカウンセラーを子供や保護者に周知します。
- ・SOSの出し方教育を実施します。

### (5) 毎月、定期的なアンケートの実施

○いじめアンケートに学校全体で取り組みます。

- ・いじめに関するアンケートを毎月行います。
  - ・結果の集計や分析は学年職員が行い、必要に応じて学年職員を中心に関係職員または全職員が指導にあたります。
- 学校生活アンケートに年5回取り組みます。
- ・結果の集計や分析は教頭が行い、必要に応じて相談につなげます。

#### (6) 運営委員会を中心とした取り組み

(主に、児童会で実施する全校児童での活動を中心に。)

- ・4月・・・1年生を迎える会を実施。  
縦割り班のグループの仲間を知ること、仲間意識を育てる。活動を通して、小さい児童やできない児童に足並みを揃えることで思いやりの心を育てます。
- ・9月・・・いじめ防止子供サミット参加児童による報告会を実施。  
佐倉市内のいじめ防止の取り組みについて紹介することで「いじめは絶対に許さない」という気持ちを高めます。
- ・毎月・・・年間10回程度、昼休みに縦割り班でのレクを実施。  
(内郷ハッピーグループ活動)  
縦割り班での活動で高学年の児童が中心となって活動計画、運営を行います。ゲームなどの活動をする中で、高学年は低学年児童の面倒を見ながら班全員が楽しく、協力的にできるようにします。高学年は年下の児童にどのように接するかを学び、また低学年は優しくしてもらったりした時には「ありがとう」の言葉を素直に気持ちを表せるようにします。
- ・12月・・・人権週間に関連する取り組みの実施  
いじめ防止や多様性の理解につながる取り組みを通して、いじめ防止や人権意識を高めさせます。

#### (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 外部講師を招き情報モラル教室を開催し、情報機器の持つ危険性や、その使われ方を知ってもらいます。
- ・様々な機会を活用して、保護者と共通理解のもとに、互いに連携しながら指導にあたります。
- ・悪質な内容を含む場合は、警察に相談し連携した指導をします。
- ・ICTコーディネーターや関係機関と連携して指導をします。

#### (8) 保護者への啓発活動

- 年度当初より、いじめ問題に対する学校の認識や、対応方針を周知し、協力と情報提供の依頼を行います。
- ・学校便りや学年便りを通しての啓発活動を行います。
- ・保護者会や教育ミニ集会等を通しての啓発活動を行います。
- ・PTA活動を通しての啓発活動を行います。
- ・ホームページを活用していじめ防止基本方針を周知させます。
- ・「24時間子供SOSダイヤル」「いじめ防止啓発カード」「いじめ防止啓発リーフレット」を周知します。

## 6 いじめを発見したときの早期対応策

いじめ問題解消のためには、いじめを早期に発見することも重要となります。

全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付くことが早期発見につながります。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多くあります。ささいな兆候であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応していきます。

教職員が情報を抱え込まず「生徒指導・特別支援会議」を有効に活用し、いじめ情報を早期に報告します。教職員がいじめ情報の報告を怠ることは、いじめ防止対策推進法に違反しうることを認識させます。

### (1) 事実の確認

○いじめの情報に敏感に対応します。

- ・日頃から、児童の言動を注意深く見守ります。
- ・児童や保護者からの情報を大切にします。
- ・他の教職員からの情報を共有し合います。

○事実の確認を正確に行います。

- ・いじめの情報を確認したら、「ケース会議」を中心に話し合い、複数の職員で組織的に対応します。
- ・当該児童、関わりのある児童、全ての教職員から情報提供を得て、事実関係を把握します。
- ・具体的な情報を、詳しく整理して記録します。（時系列、児童別等）
- ・確認したことをもとに、事実を確定します。

○指導方針を決定します。

- ・いじめの状況、児童の状況と関係、家庭の状況等を考慮し、「ケース会議」「生徒指導・特別支援会議」で指導方針を迅速に検討します。
- ・教職員が情報を共有し、今後の指導の進め方について共通の認識をもって指導にあたります。

### (2) いじめを受けた児童、保護者への支援

○事実関係を迅速かつ確実に伝えます。

- ・事実確認で把握した状況を、ていねいに説明します。
- ・学校の指導方針（過程）を説明し、今後の対応について合意形成を図ります。
- ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。

○いかなる理由があっても、いじめられた子供を守り通す姿勢で問題の解決にあたります。

- ・「いじめを絶対に許さない」「解決まで最善を尽くす」という姿勢をはっきり示し、できる限り不安を除去します。
- ・複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。

- ・必要に応じていじめた児童を別室において指導することも考慮します。
- ・いつでも相談できる体制を作ります

### (3) いじめを行った児童への指導

- 行った行為については、毅然とした指導をします。
  - ・行った行為を振り返らせ、いじめの問題点を理解させます。
  - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
  - ・児童間、保護者間で謝罪の場をもち、相互に気持ちを伝え、理解し、今後の良い人間関係の構築につながる支援をします。
  - ・自分を省みなかったり、繰り返し行ったりする場合などは、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
- いじめを行った背景については、じっくりと話を聞き、今後の言動について考えさせます。
  - ・状況に応じて、カウンセラーなど、専門性を活用して指導にあたります。
  - ・被害児童の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせます。
  - ・被害者の気持ちを最大限に考慮しながら、指導・支援を進めます。
  - ・いじめに至った心情や、グループ内での立場などを振り返らせながら、今後の行動の仕方について考えさせます。

### (4) いじめを行った児童の保護者への助言

- 問題解決に向けて、協力をお願いします。
  - ・事実関係の確認後、迅速に保護者に連絡します。
  - ・加害者と同席で、事実関係の確認を行います。
  - ・事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を行います。
- よい面を伸ばし、自己肯定感がもてるように支援していきます。
  - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
  - ・自分の課題とすべき点について反省するとともに、よい点にも目を向けさせ、それを認め、伸ばすための支援を行います。
- 自分の問題に向き合えない場合には、毅然とした態度で接します。
  - ・必要に応じて、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすることを伝えます。

### (5) 傍観者への指導

- 「観衆」や「傍観者」はいじめを助長したり、抑えたりする重要な存在であることを理解させます。
  - ・「傍観者も加害者と同じ」という自覚を持たせます。
  - ・人間として正しいことを主張する大切さを徹底して指導します。
- いじめられる側にも問題があるという受け止めは許されないことを指導します。
- 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をします。
  - ・他人に優しくしたり、優しくされたりする経験を増やし、意識させます。
  - ・思いやりのある行動を取り上げ、広めていきます。
  - ・日常生活や体験活動を通して、温かな人間関係を築いていきます。

○「かけがえのない命」を大切にすることを育てます。

#### (6) 継続的な見守り、指導、助言活動

○表面的な変化から解決したと決めつけず、支援を継続します。

- ・保護者と継続的に連絡を取り合い、変容に対する情報を伝え継続的に支援します。  
(被害者、加害者とも)
- ・被害児童には、教員が毎日声をかけて小さな変化を見逃さない配慮を継続します。
- ・いじめが止まっている状態が相当の期間(3ヶ月が目安)継続しているか確認し、本人と保護者にも確認をし、いじめが解消されたか見守ります。
- ・学校は、被害者を守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。
- ・いじめ解消後も被害者と加害者については、日常的に注意深く観察します。

#### (7) いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

○躊躇せず、警察に相談・通報することを保護者等に周知します。

- ・児童の生命・身体の安全が現に脅かされているような重大事案及びこれに発展するおそれが高いと判断した場合は、直ちに警察や児童相談所に通報します。
- ・保護者との連携を図りながら、指導を行っているにもかかわらず、いじめが止まらない場合は、その状況に応じて関係機関に連絡します。

## 7 重大事態への対処

○重大事態とは、「児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があることです。

例えば、

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・相当の期間(年間30日を目安とする)、児童が連続して欠席しているような場合
- ・児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

などのケースが想定されます。

#### (1) 事実関係を明確にするための調査

○調査を行うための組織

- ・調査は「いじめに関わる情報があったときの緊急会議」のメンバーで行います  
→「4・学校いじめ対策の組織」を参照
- ・教育委員会への報告を行い、指導及び支援を求めることが必要です。
- ・弁護士・精神科医・学識経験者・心理福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって利害関係を有しない第三者を必要に応じて依頼します。できない場合は、教育委員会の指導、助言のもと調査の公平性、中立性を確保するように努めます。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、必要に応じて弁護士などの外部人材を参画させ、教職員が情報を共有しやすい環境を作ります。

#### ○調査の実施について

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係、事実関係にどのような問題があったか、学校教職員がどのように対応したかを、可能な限り明確にします。
- ・因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。
- ・この調査は民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではありません。同種の事態の発生防止を図るものです。
- ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とします。
- ・いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴きとります。また、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴きとり調査を行います。
- ・いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めます。
- ・いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望や意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要があります。その場合の調査方法は、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴きとり調査などを行います。
- ・必要があると認められた時は、再調査を行い、当該調査の公平性、中立性を図るよう努めます。

#### ○児童の自殺という事態が起こった場合の調査

- ・その後の連鎖的な自殺防止を考慮します。
- ・亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。
- ・背景調査に当たっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取します。
- ・在校生およびその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
- ・遺族に対して主体的に在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。その場合の目的、目標、調査を行う組織の構成、調査結果の公表に関する方針など、できる限り遺族と合意しておきます。

#### (2) 調査に関わるいじめを受けた児童・保護者への必要な情報の提供

- ・調査により明らかになった事実関係（いじめ行為はいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、適切に提供します。
- ・適時・適切な方法で、経過報告をしていきます。
- ・事実関係の隠蔽や虚偽の説明はせず、予断のない一貫した情報提供を行います。
- ・他の児童のプライバシー保護、関係者の個人情報に十分配慮します。しかし、個人情報保護を理由に説明を怠ることはしません。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童やその保護者に説明しておきます。必要な情報はいじめられた児童又はその保護者に適切に提供します。

## 8 年間計画

	学校行事	いじめ問題に関する年間計画
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式</li> <li>・学級懇談会</li> <li>・地区訪問</li> <li>・1年生を迎える会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会の実施</li> <li>・学年間の情報交換</li> <li>・いじめに関わる共通理解（職員研修）</li> <li>・保護者への「いじめ対策についての説明」</li> <li>・いじめアンケートの実施（毎月実施）</li> <li>・生徒指導・特別支援会議（毎週実施）</li> <li>・中学校区生徒指導研修会（講師：市教委）</li> <li>・縦割りグループを活かした人間関係づくり</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・4、5学年自然教室</li> <li>・6学年 校外学習</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の実施（全児童）</li> <li>・自然教室を通じた人間関係づくり（協力・思いやり・責任）</li> <li>・校外学習を通じた人間関係づくり</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉白翠園との交流会（1・2年生）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の人間関係の把握</li> <li>・お年寄りの方との交流を通じた人間関係づくり</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月21日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修会（モラルアップ研修）</li> <li>・いじめ防止子供サミット</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止子供サミット報告会</li> <li>・保護者個人面談</li> </ul>	
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> <li>・1～5学年校外学習</li> <li>・佐倉白翠園との交流会（1、2年生）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習を通じた人間関係づくり</li> <li>・お年寄りの方との交流を通じた人間関係づくり</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・内郷まつり</li> <li>・3・4年佐倉白翠園との交流会</li> <li>・6学年 修学旅行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（全児童）</li> <li>・内郷まつりを通じた人間関係づくり（地域も含めて）</li> <li>・お年寄りの方との交流を通じた人間関係づくり</li> <li>・修学旅行を通じた人間関係づくり</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間</li> <li>・5学年校外学習</li> <li>・幼小交流会（1・2年生）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校人権標語づくり、発表、人権集会、授業</li> <li>・校外学習を通じた人間関係づくり</li> <li>・幼稚園児との交流を通じた人間関係づくり</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・6年生を送る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談（全児童）</li> <li>・縦割りグループを活かした人間関係づくり</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会の実施（評価と改善）</li> <li>・進級する学年、進学する中学への引き継ぎ情報の整理、作成</li> </ul>

## 9 その他

- ・年度末にいじめ問題の取組についての評価を行います。
- ・この基本方針は、年度の反省を生かし、見直し改善していくこととします。

## 10 令和7年度の学校いじめ対策の組織メンバー

校 長	
教 頭	
教務主任	
生徒指導主任	
教育相談主任	
養護教諭	
特別支援教育 コーディネーター	